

# 授業目的公衆送信補償金 2021年度収受分に係る管理事業実施の概況

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会  
(SARTRAS)

## 概要

- 主要教育機関（小学校、中学校、高等学校、大学）の8割超が補償金支払を申請
- 補償金収受額48億7千万円
  - 分配基金 34億1千万円
  - 共通目的基金 9億7千万円
- 分配基金から著作権等管理事業者、権利者団体が中心となって、教育機関からの利用報告に基づいて権利者に対して分配する体制
- 2021年度は、支払申請のあった教育機関約32,000のうち約1,000の教育機関から各1か月分の利用報告を収集
  - 2022年度に精査、集計したところ、著作物数約132,000件の利用を確認
- 2023年2月に分配を行う団体別に分配限度額を算出、権利者判明分から順次分配を実施
- 2022年度から共通目的事業を開始。助成事業を公募し、2022年度中に38件の事業に助成、1件の委託事業を実施

# 2021年度補償金支払申請結果

2022年3月31日現在

教育機関種別	申請件数※ (a)	文科省学校 基本調査数 (b)	申請率 (a/b) %
幼稚園	406	9,420	4.3
幼保連携型認定こども園	49	6,268	0.8
<b>小学校</b>	<b>15,495</b>	<b>19,336</b>	<b>80.1</b>
<b>中学校</b>	<b>7,883</b>	<b>10,076</b>	<b>78.2</b>
義務教育学校	123	151	81.5
<b>高等学校</b>	<b>4,073</b>	<b>4,856</b>	<b>83.9</b>
中等教育学校	45	56	80.4
特別支援学校	874	1,160	75.3
高等専門学校	57	57	100.0
<b>大学（短大以外）</b>	<b>716</b>	<b>803</b>	<b>89.2</b>
大学（短大）	234	315	74.3
専修学校	1,099	3,083	35.6
各種学校	51	1,070	4.8
合計	31,105	56,651	54.9

設置者件数	
国立大学法人等	95
地方公共団体等	1,360
学校法人等	1,237
その他	108
合計	2,800

(参考) 左表のうち通信制申請件数

教育機関種別	公立	私立	その他	合計	総数	申請率
高等学校	66	43	0	109	257	42.4
大学（短大以外）	0	53	0	53	55	96.4
大学（短大）	0	10	0	10	-	-
専修学校	0	24	1	25	-	-
合計	66	130	1	197	312	-

※本表は全申請教育機関（31,713）のうち文科省コードが付与された教育機関を種別毎に抜粋したもの

# 2021年度收受補償金と分配

2021年度授業目的公衆送信補償金收受総額 4,871,704千円

内訳※1（初等中等教育收受額 2,241,872千円、高等教育收受額 2,629,247千円 4条補償金584千円）

分配基金  
3,410,310千円

共通目的基金  
20%※2  
974,223千円

管理手数料  
10%※3  
487,170千円  
(2021年度、  
2022年度分  
合計)

※本資料を通じて金額の端数処理の関係で合計等に若干誤差が生じております。ご了承ください。

## 2021年度補償金分配

収集された利用報告数 約61,700件

調査対象校数約1,000校

補償金を分配するための資料（教育機関で実際に利用された著作物の一覧）は、教育機関へかかる負担に配慮し、2021年度は申請をいただいた教育機関の中から約1,000校に1か月分の報告を依頼

利用報告に含まれる分配対象著作物数 約132,100件

分配対象著作物の権利者特定作業実施

2021年度分分配限度額決議 第1回 2022年10月 第2回 2023年2月

※権利者特定作業に時間を要した結果、2回に分けてSARTRASの委託により補償金分配を担当する分配業務受託団体（2023年9月現在18団体指定済、20ページ表）別に分配限度額を決定※4）

## 共通目的基金

2021年度收受補償金の2割（※5）とする共通目的基金を原資に2022年度に共通目的事業（著作権等の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興等に資する事業）を実施（2021年度中の実施事業はない）。

## 前頁の補足

- ※1 2021年度授業目的公衆送信補償金收受総額内訳の初等中等教育收受額と高等教育收受額は、3条補償金（生徒等一人当たり年額による包括課金方式）の内訳である。4条補償金（授業目的公衆送信の都度課金する方式）は、初等中等教育と高等教育の合計額である。
- ※2 共通目的基金20%を算出する元となるのは3条補償金のみ。
- ※3 SARTRASの事務経費に充てる管理手数料の率は、2021年度、2022年度の2年度分合計で2021年度補償金收受総額の10%、2023年度以降の管理手数料率は原則として7%と規定。
- ※4 分配業務受託団体は、分配限度額（各分配業務受託団体が請求できる分配額の上限）の範囲内で権利者の連絡先等を特定し、分配可能額としてSARTRAS宛請求。分配業務受託団体が分配をカバーできない分野（官公庁の著作物や企業や個人のウェブサイト掲載著作物等）については、SARTRASから分配業務受託団体を經由せずに、直接権利者に分配する（直接分配に係る管理手数料は15%を上限とし理事会が定める）。
- ※5 利用報告に基づく権利者特定作業により、権利者を特定する情報が得られなかった権利者分の補償金は、翌年度に共通目的基金へ組み入れる（2022年度共通目的基金への組み入れ額488,124千円）。但し、探索を継続し、判明すれば、判明した年度の補償金から分配する予定。

# 2021年度補償金分配

## • 利用報告の整備

- 教育機関から提出を受けた利用報告は、分配する権利者を特定するための整備作業が不可欠

- 著作物掲載・収録媒体（例えば教科書や書籍・雑誌）では、利用された著作物の権利者名の記載がすぐわかる箇所がなく、利用報告上権利者名が入力されない場合が多い。このため、分配する権利者を特定するには権利者側で実物にあたるなどの整備作業が必要で、この作業に多くの時間、手間、コストを要した
- 2023年度から利用報告収集方法のより一層の改善を図るため、利用報告の受付方法をWEBシステム「TSUMUGI（つむぎ）」からの登録に一本化

## • 権利者側で利用報告整備を行う担当

- SARTRAS及び分配業務受託団体
- 整備協力団体（著作物掲載・収録媒体を発行している企業等の団体。主に出版・教科書・新聞・動画分野）

## • 3条補償金で利用された1著作物の補償金分配額算出方法

- 初等中等教育で利用された著作物の分配額

$$\frac{\text{初等中等教育からの補償金収受額}}{\text{初等中等教育から利用報告を受けた著作物ごとの履修者人数合計}} \times \text{当該著作物の受信者人数}$$

- 高等教育で利用された著作物の分配額

$$\frac{\text{高等教育からの補償金収受額}}{\text{高等教育から利用報告を受けた著作物ごとの履修者人数合計}} \times \text{当該著作物の受信者人数}$$

## 共通目的事業

- 共通目的事業は2022年度から実施
- 2022年度の共通目的基金の額 974,223千円(著作権法施行規則第22条の8により2021年度に著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金(3条補償金)の総額の2割)
- 公募による52件の助成事業及び委託事業について、6名の有識者を含む13名の委員構成によりSARTRAS内に設置する共通目的事業委員会の議を経て、SARTRASが企画し実施主体を第三者とする委託事業1件(995千円)、SARTRAS以外の者が実施主体となる助成事業38件を理事会で決定し、実施(2022年度助成総額は250,967千円)

# 付録：利用報告等からみた利用傾向

一般社団法人輿論科学協会まとめ

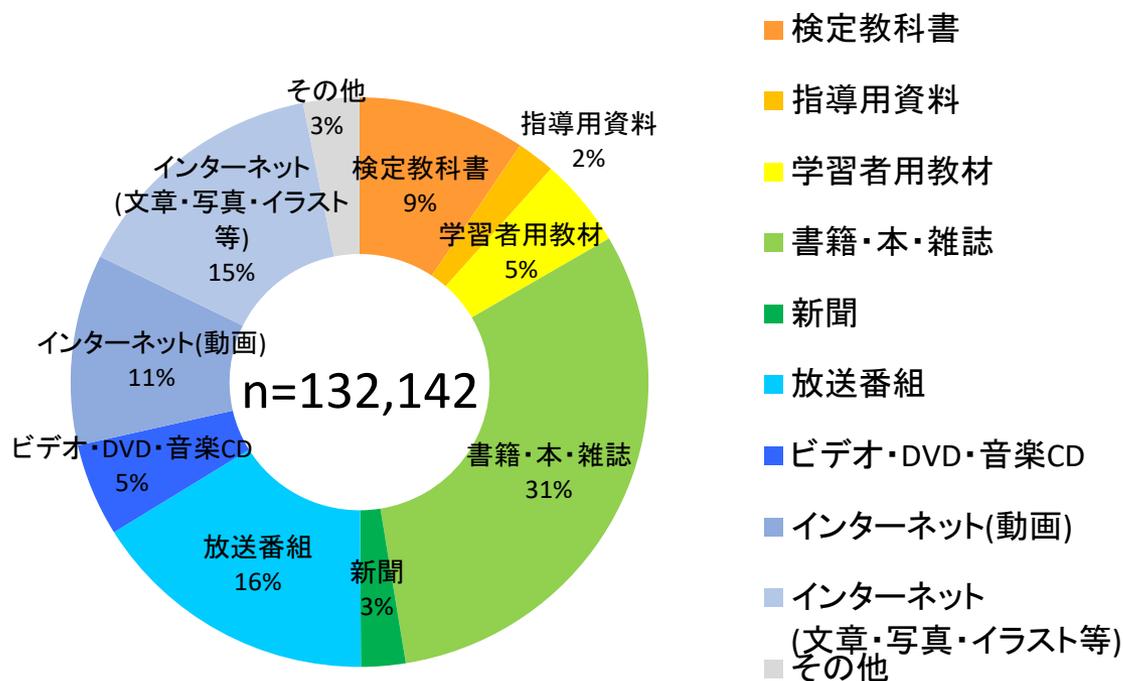
## (1) 著作物の入手・掲載元

<整備後のデータに基づく著作物の入手・掲載元>

- 書籍・本・雑誌が31%、放送番組※が16%、インターネット(文章・写真・イラスト等)が15%、インターネット(動画)が11% (図1)

※放送番組を構成する著作権の著作権者や著作隣接権者を含む

図1 著作物の入手・掲載元 (教育機関全体)



※比率は、小数第1位を四捨五入、以下同じ

- ・ 小学校は、検定教科書が28%、インターネット（動画）と放送番組※がそれぞれ25%（図2）
  - ・ 中学校は、検定教科書が28%、インターネット（動画）と放送番組※がそれぞれ19%、学習者用教材が13%（図3）
- ※放送番組を構成する著作権の著作権者や著作隣接権者を含む

図2 著作物の入手・掲載元（小学校）

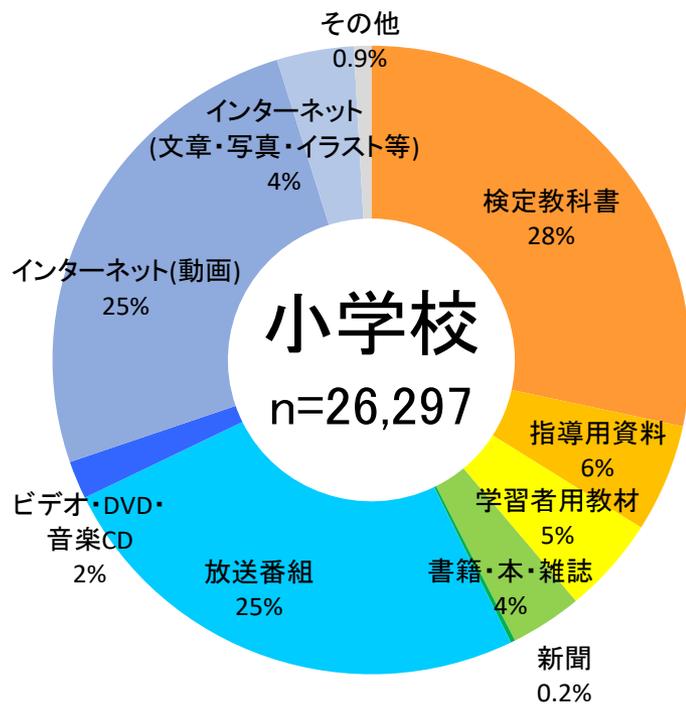
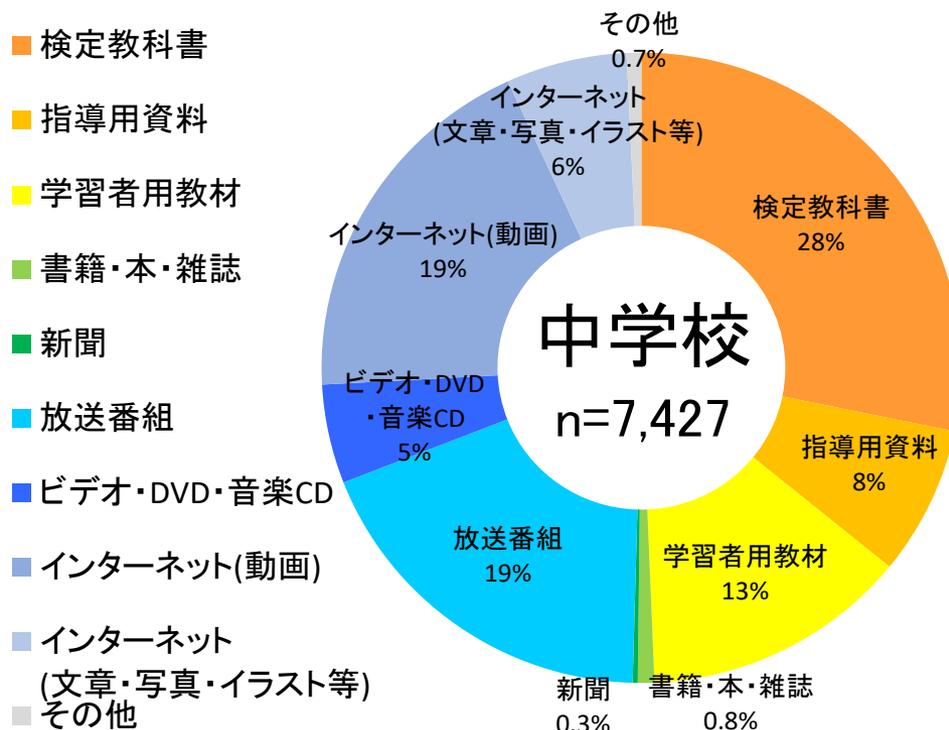


図3 著作物の入手・掲載元（中学校）



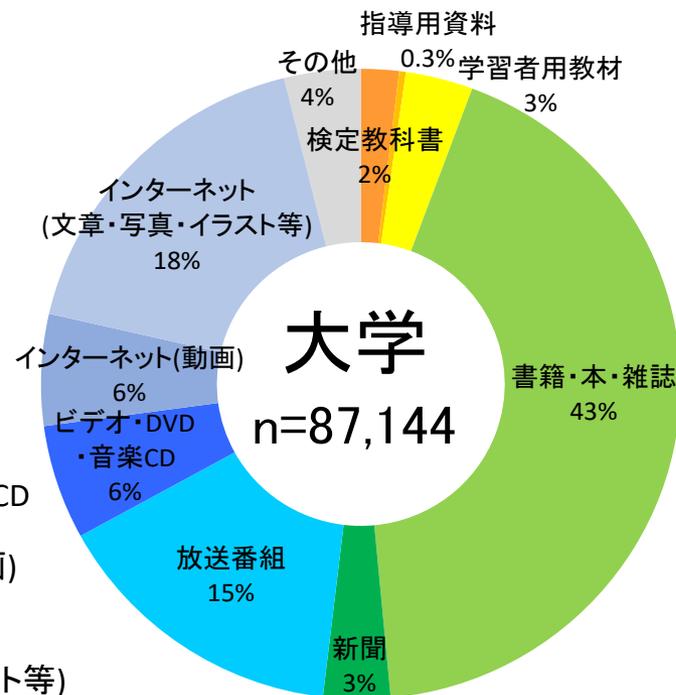
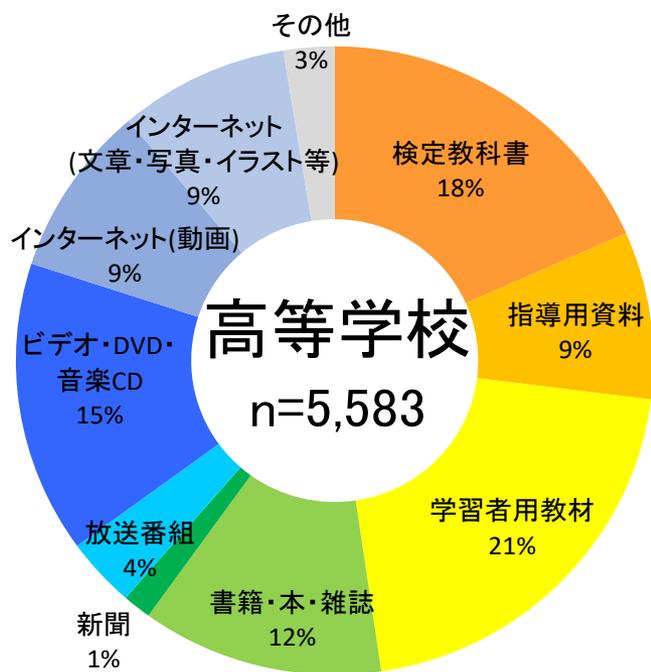
※比率が1%未満のカテゴリーは、小数第1位を表示、以下同じ

- 高等学校は、学習者用教材が21%、検定教科書が18%、ビデオ・DVD・音楽CDが15%、書籍・本・雑誌が12%（図4）
- 大学は、書籍・本・雑誌が43%、インターネット（文章・写真・イラスト等）が18%、放送番組※が15%（図5）

※放送番組を構成する著作権の著作権者や著作隣接権者を含む

図4 著作物の入手・掲載元（高等学校）

図5 著作物の入手・掲載元（大学）

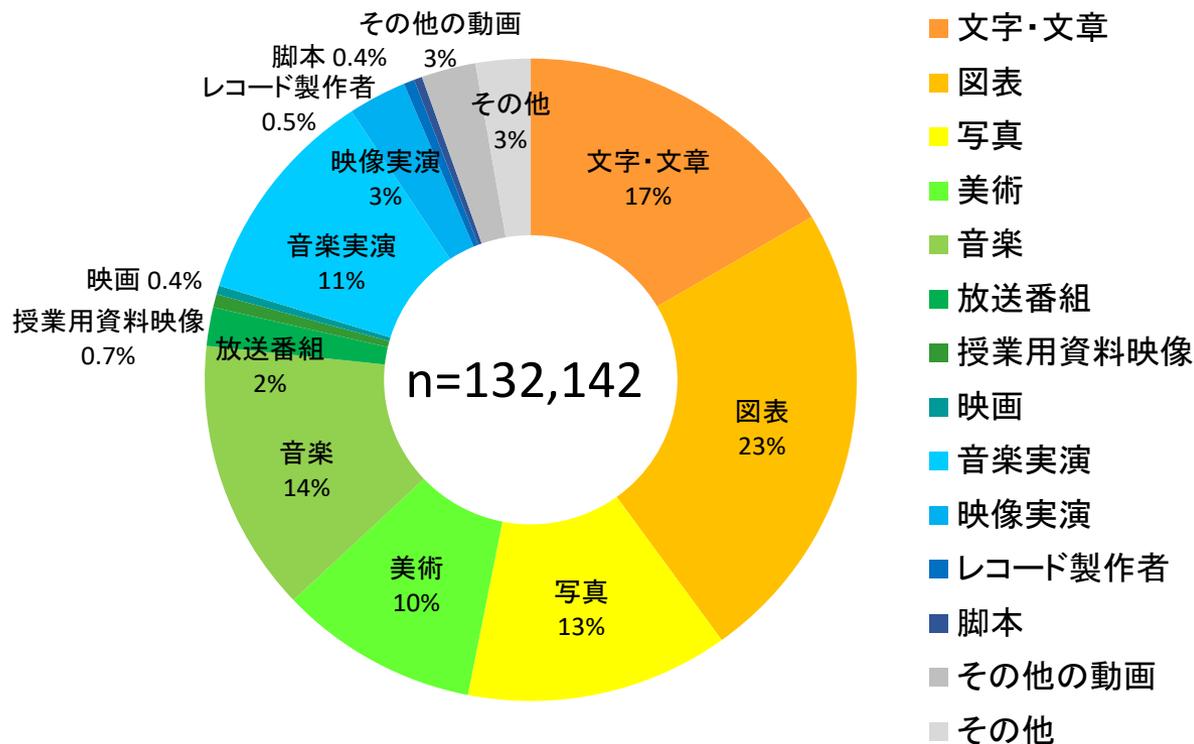


## (2) 著作物の分類

<整備後のデータに基づく著作物の分類>

- 図表が23%、文字・文章が17%、音楽が14%、写真が13%、音楽実演が11%、美術が10%（図7）

図7 著作物の分類（教育機関全体）



- 小学校は、音楽が23%、音楽実演が21%、写真が16%、美術が13%（図8）
- 中学校は、写真が22%、音楽が17%、音楽実演と美術が15%（図9）

図8 著作物の分類(小学校)

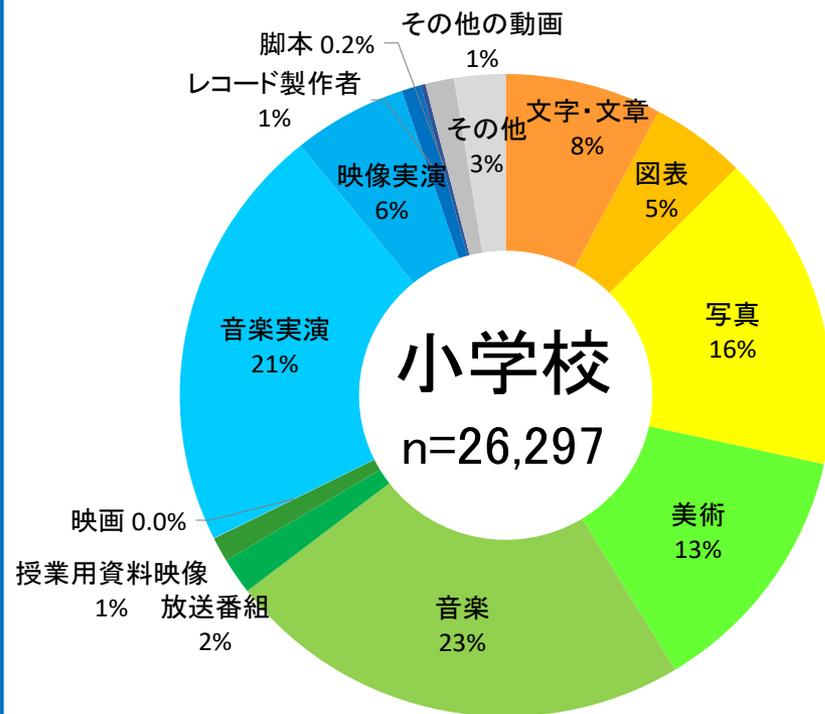
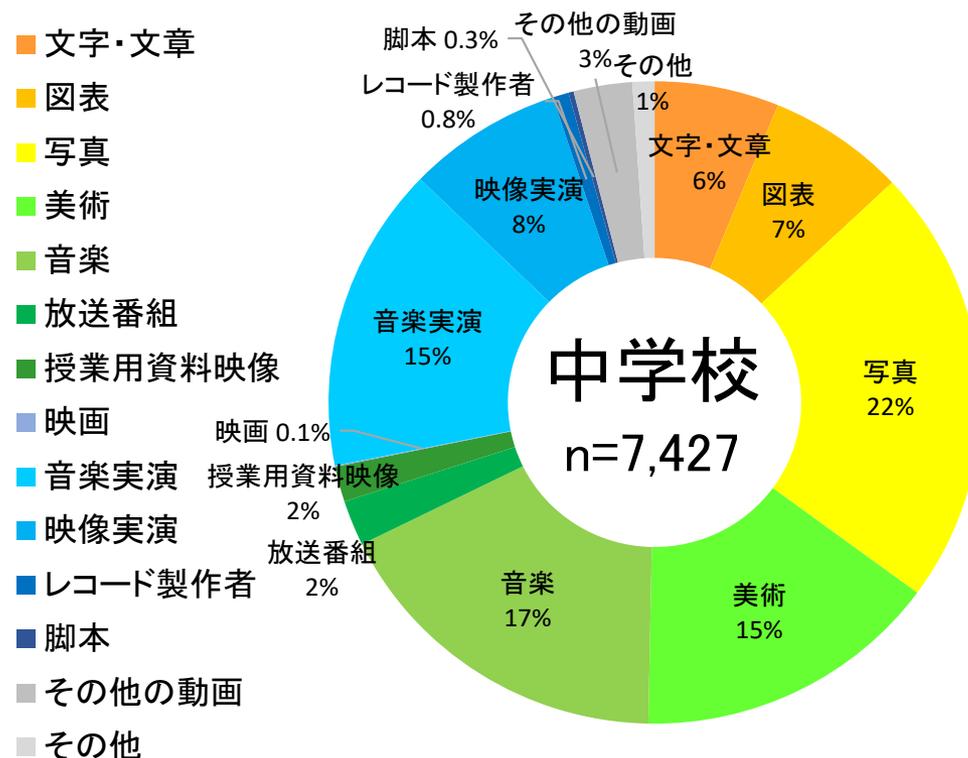


図9 著作物の分類(中学校)



- 高等学校は、文字・文章が29%、写真が18%、音楽と図表が13% (図10)
- 大学は、図表が32%、文字・文章が18%、写真と音楽が11% (図11)

図10 著作物の分類(高等学校)

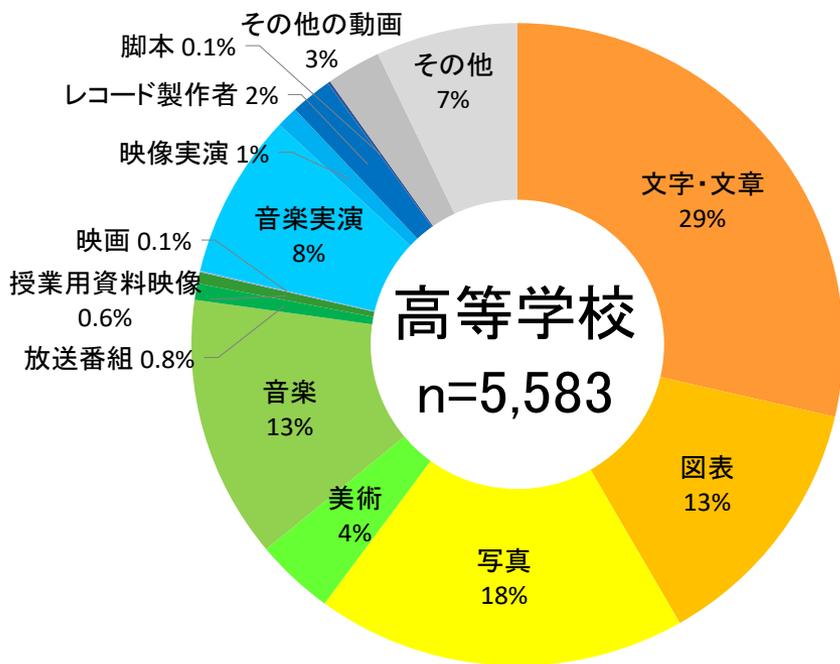
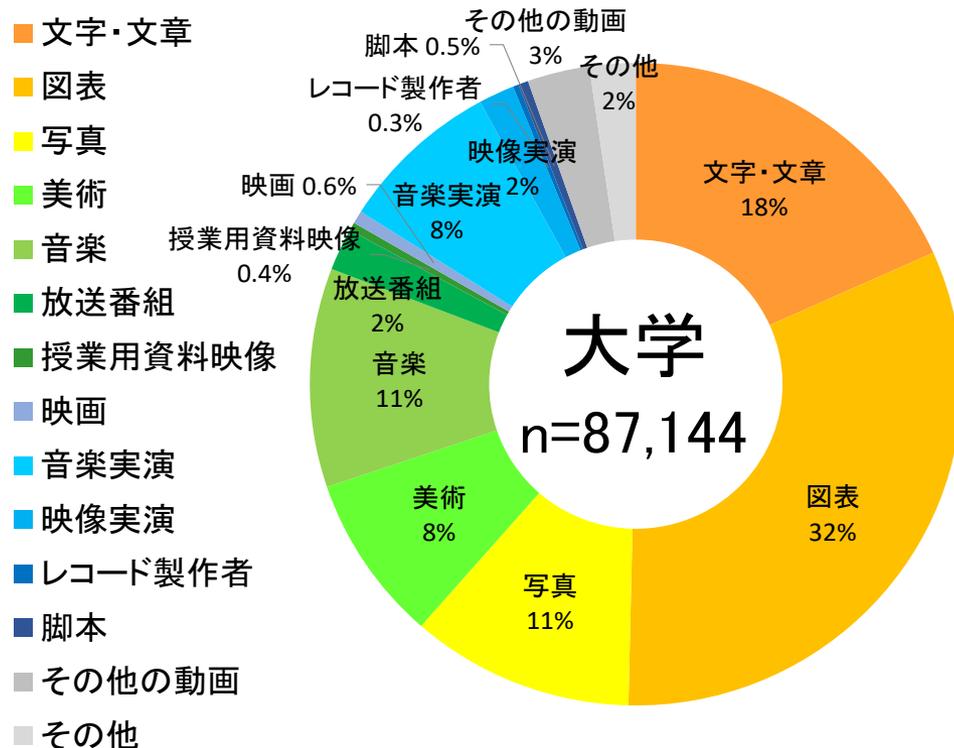


図11 著作物の分類(大学)



# 参考資料

授業目的公衆送信補償金制度とは

授業目的公衆送信制度導入後の経緯

SARTRASの構成団体・役員一覧

2021年度補償金分配業務受託団体別分配限度額等  
一覧

関連資料リンク

# 授業目的公衆送信補償金制度とは

- 改正著作権法**35**条により、教育機関（営利を目的とするものを除く）で、教員又は生徒等が授業目的のために必要と認められる限度であれば、権利者の利益を不当に害しない限り、補償金を支払うことで権利者の許諾を得ることなく公衆送信できる制度

※改正前、同条により権利者の許諾を得ることなく利用できたのは著作物のコピーと同時遠隔合同授業の場合の公衆送信のみ

- 補償金の支払い義務者＝教育機関設置者
- 収受した補償金のうち**3**条補償金の総額の**2**割を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業（共通目的事業）のために支出

（参考）改正著作権法**35**条活用のガイドラインとして、教育関係団体、権利者関係団体からの推薦者及び有識者からなる著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが改正著作権法第**35**条運用指針策定（最新版は令和**3**年度版及び追補版）

# 授業目的公衆送信補償金制度導入後の経緯

- 2018年5月 我が国におけるICT活用教育の推進を目的に著作権法改正（3年以内施行）
  - それまで許諾対象であった授業目的の公衆送信を無許諾とする代わりに補償金支払い対象に
- 2019年1月 SARTRAS設立、2月授業目的公衆送信補償金管理団体として文化庁長官より指定
- 2020年4月 新型コロナウイルス感染拡大により改正法を前倒し施行（2020年度分補償金は緊急的且つ特例的に0円）
- 2020年12月 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが改正著作権法第35条運用指針策定、補償金規程認可
- 2021年4月 補償金收受開始
- 2022年3月 共通目的事業（助成事業）募集開始
- 2022年11月 分配業務受託団体を通じた2021年度補償金分配開始

# 授業目的公衆送信補償金規程（抜粋）

## 第3条

授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、表に定める種に応じて、1人当たりの補償金額（年額）に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。

種	1人当たりの補償金額(年額)
幼稚園	60円
小学校	120円
中学校	180円
義務教育学校	1学年～6学年 120円 7学年～9学年 180円
高等学校	420円 専攻科 720円
中等教育学校	1学年～3学年 180円 4学年～6学年 420円 専攻科 720円
高等専門学校	1学年～3学年 420円 4学年～5学年 720円 専攻科 720円
大学	720円
特別支援学校	幼稚部 30円 小学部 60円 中学部 90円 高等部 210円 専攻科 360円
専修学校	高等課程 420円 専門課程 720円 一般課程のうち 幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者 60円 小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 120円 中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 180円 高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円
各種学校	幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者 60円 小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 120円 中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 180円 高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円
保育所	60円
幼保連携型認定こども園	60円
放課後児童クラブ	60円
省庁等大学校	720円
職業能力開発施設	高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円

# SARTRASの構成団体・役員一覧

2023年10月1日現在

社員	構成団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会 公益社団法人 日本文藝家協会 協同組合 日本脚本家連盟 協同組合 日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会 一般社団法人 日本美術著作者連合 公益社団法人 日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会 一般社団法人 日本雑誌協会 一般社団法人 日本自然科学書協会 一般社団法人 日本医書出版協会 一般社団法人 出版梓会 一般社団法人 日本楽譜出版協会 一般社団法人 日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人 日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人 日本音楽著作権協会 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人 日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人 日本民間放送連盟 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長（代表理事）	土肥 一史
副理事長	土屋 俊 三田 誠広
常務理事	北山 文裕 高杉 健二
理事	
新聞教育著作権協議会	江坂 博 竹内 敏 竹島 一登 山下 敏永
言語等教育著作権協議会	金谷 祐子 ハセベバクシンオー 山本 一彦
視覚芸術等教育著作権協議会	あんびるやすこ 棚井 文雄 千葉 洋嗣 中島 千波
出版教育著作権協議会	井村 寿人 金原 優 松野 直裕
音楽等教育著作権協議会	椎名 和夫 畑 陽一郎 増田 裕一
映像等教育著作権協議会	二谷 裕真 田嶋 炎 吉田 一将
有識者	池村 聡 川瀬 真 松田 政行
理事・事務局長	野方 英樹
監事	梅 憲男 鶴田 泰三

※ 6協議会で運営。各構成団体が著作権を管理しているかどうかと制度の対象かどうかは無関係

# 2021年度補償金分配業務受託団体別分配限度額等一覧

各受託団体は、分配限度額の範囲内で特定できた権利者分をSARTRASへ請求し、送金を受けて権利者宛へ分配

受託団体名	規程第3条補償金 分配限度額（税別・千円）	規程第4条補償金 分配限度額（税別・円）
一般社団法人新聞著作権管理協会	113,227千円	15,275円
一般社団法人学術著作権協会	208,329千円	85,337円
協同組合日本脚本家連盟	12,591千円	70円
一般社団法人日本美術著作権連合	719,835千円	165,160円
公益社団法人日本漫画家協会	13,480千円	983円
一般社団法人日本レコード協会	34,722千円	3,120円
協同組合日本シナリオ作家協会	689千円	0円
一般社団法人教科書著作権協会	199,617千円	20,448円
一般社団法人日本美術著作権協会	2,145千円	0円
一般社団法人日本音楽著作権協会	147,202千円	8,956円
株式会社NexTone	6,857千円	0円
一般社団法人日本写真著作権協会	478,101千円	34,260円
公益社団法人日本専門新聞協会	419千円	0円
公益社団法人日本文藝家協会	43,573千円	145,356円
一般社団法人日本動画協会	38,346千円	0円
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	121,989千円	3,190円
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	55,341千円	17,855円
一般社団法人出版者著作権管理機構	350,377千円	3,373円
SARTRAS（受託団体未定分）	862,920千円	22,884円
総計	3,409,768千円	526,267円

2023年9月現在のSARTRASから分配業務受託団体への送金額及びSARTRASからの直接分配分合計は約1,089,864千円（税別）。

## 関連資料リンク

- [SARTRASウェブサイト](#)
- [授業目的公衆送信補償金規程](#)
- [決定済共通目的事業事業一覧](#)

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム作成

- [改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）](#)
- [改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度）初等中等教育における特別活動に関する追補版](#)